

狛江市庁舎等の国旗等の掲揚に関する基準（案）

令和4年 月 日
市長決裁

（趣旨）

第1条 この基準は、国旗及び狛江市旗（以下「国旗等」という。）の掲揚、降納、管理等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）第1条に規定する国旗をいう。

（掲揚する施設）

第3条 国旗等を掲揚する施設は、狛江市庁舎等（教育施設を除く。）とする。

（掲揚する日及び時間）

第4条 国旗等は、毎日午前7時から午後4時45分まで掲揚し、降納するものとする。ただし、荒天等その他国旗等を掲揚することが適当でない認められるときは、国旗等を掲揚しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該日時に掲揚、降納することができない場合には、別途施設ごとに定めるものとする。

（取扱責任者）

第5条 国旗等の掲揚、降納、管理等を適切に行わせるため、各庁舎管理者を国旗等の取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）とする。

2 取扱責任者は、国旗等の取扱いに当たっては、破損、汚損等をさせないよう丁寧な取扱いに留意しなければならない。

（弔旗）

第6条 弔意を表す国旗等の掲揚は、半旗によるものとする。

2 前項の規定により、国旗等の半旗による掲揚を行う場合は、次のとおりとする。

（1）皇室関係の葬儀

（2）国が行う葬儀

（3）弔旗の掲揚について、国等からの通知等が発出された追悼式典

3 前項の規定にかかわらず、市旗のみを半旗とする場合は、次のとおりとする。

（1）市内又は友好都市等で発生した大規模災害

（2）その他市長が必要と認める場合

（委任）

第7条 この基準に定めるもののほか、国旗の掲揚に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、市長決裁の日から施行する。